

次の世代を担う子供たちが、健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地域公共団体、企業、国民が一体となって対策を進めていかねばなりません。

株式会社川瀬金属は

次世代育成支援対策推進法に基づき

一般事業主行動計画を策定いたしました

策定日 平成30年08月01日
計画期間 平成30年09月01日～平成35年08月31日

一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

1. 計画期間
2. 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
3. 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施期間
(次世代育成支援対策推進法 第二章 行動計画 第三節 一般事業主
行動計画 第20条の2より)

次世代育成支援対策推進法に基づく

株式会社川瀬金属 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年9月1日～平成35年8月31日までの5年間
2. 内 容

目標	産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除
----	--------------------------------

1: など、制度の周知や情報提供を行う。

《対策》

- 平成30年8月～ 法に基づく制度の調査
- 平成30年9月～ 制度に関する案内書類を作成し、社員に周知する